

被災小規模事業者再建事業（持続化補助金令和2年7月豪雨型）補助金交付規程

2020全商工連第4026号
令和2年9月10日
全国商工会連合会

（通則）

第1条 被災小規模事業者再建事業（持続化補助金令和2年7月豪雨型）補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）その他の法令の定めによるほか、この規程の定めるところによる。

（定義）

第2条 この規程において、「全国連」、「事務局」、「事務局の長」、「補助事業者」、「補助事業」とは、次の各号の定めるところによる。

- （1）「全国連」とは、全国商工会連合会をいう。
- （2）「事務局」とは、全国商工会連合会をいう。
- （3）「事務局の長」とは、全国商工会連合会会長をいう。
- （4）「補助事業者」とは、令和2年7月豪雨による災害（令和2年7月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和2年政令第223号）により指定された特定非常災害をいう。（以下「令和2年7月豪雨」という。））による被災区域9県（山形県、長野県、岐阜県、島根県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、鹿児島県）（以下「被災地域」という。）に所在する、令和2年7月豪雨により生産機能等に影響を受け、早期に新たな事業計画を作成し事業再建に取り組んでいくことが必要な、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）に定める小規模事業者および特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に定める特定非営利活動法人（以下「小規模事業者等」という。）で、事務局が別に定める公募要領に基づき、事務局が別に定める審査基準に基づく審査で採択した小規模事業者等（単独または複数の小規模事業者等）をいう。
- （5）「補助事業」とは、被災小規模事業者再建事業（持続化補助金令和2年7月豪雨型）の補助金事業をいう。

（補助金交付の目的）

第3条 補助金は、「被災地域」に所在する、令和2年7月豪雨による被害を受けた小規模事業者等が、商工会・商工会議所の助言も受けながら災害からの事業の再建に向けた経営計画を作成し、作成した計画に基づいて行う事業再建の取組の一部を支援することを目的とする。

（交付の対象及び補助率）

第4条 補助事業者に交付する補助金の交付対象は、補助事業者が行う事業再建等の補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として全国連が必要と認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において交付する。ただし、別掲「持続化補助金令和2年7月豪雨型の補助金交付を受ける者として不適切な者」に該当した者が行う事業に対しては、本補助金の対象としない。

なお、特定非営利活動法人が申請を行う場合は、次の各号のいずれも該当する場合に補助金を交付する。

- （1）法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第13号に定める収益事業（法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第5条に規定される34事業）を行っていること。

(2) 認定特定非営利活動法人でないこと。

- 2 補助対象経費は、補助事業の実施期間（以下「事業実施期間」という。）内において発生した経費とする。
- 3 補助対象経費の区分は、別表1のとおりとする。
- 4 補助率は別表2のとおり、補助上限額は別表3のとおりとする。

(補助事業の実施期間)

第5条 事業実施期間は、事務局の長が第9条第1項の規定に基づく交付決定を行った日から、補助事業が様式第1による「被災小規模事業者再建事業（持続化補助金令和2年7月豪雨型）補助金交付申請書」に記載した事業完了予定日（最長、事業実施期限である令和3年1月8日まで）までとする。ただし、補助事業者が第16条の規定に基づき事務局の長から指示を受けた場合は、指示を受けた期日までを事業実施期間とすることができる。

(交付の申請)

第6条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1による「補助金交付申請書」に必要な書類（以下「添付書類」という。）を添えて、別途定める公募要領に基づき、事務局の長に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(電磁的方法による申請等)

第7条 補助事業者は、前条第1項の規定に基づく交付の申請について、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、適正化法第26条の3第1項の規定に基づき経済産業大臣が定めるものをいう。以下同様。）により行うことができる。この交付の申請を電磁的方法で行った補助事業者については、第10条の規定に基づく申請の取下げ、第12条第1項の規定に基づく補助事業の内容・経費の配分の変更の申請、第15条の規定に基づく中止又は廃止の申請、第16条の規定に基づく事故の報告、第17条の規定に基づく状況報告、第18条第1項の規定に基づく実績報告、第20条第2項の規定に基づく支払請求、第21条第1項の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告、第25条第3項の規定に基づく処分の承認申請、第26条の規定に基づく産業財産権等に関する報告についても同様に、電磁的方法により行うことができるものとする。

(電磁的方法による通知等)

第8条 事務局の長は、前条の規定により行われた交付の申請等に対し、次条第1項の規定に基づく通知、第12条第1項の規定に基づく承認（不承認の場合も含む。以下同様）、第15条の規定に基づく承認、第16条の規定に基づく指示、第17条の規定に基づく要求、第19条の規定に基づく通知、第21条第2項の規定に基づく返還命令、第22条第1項の規定に基づく命令、第23条第1項の規定に基づく取消しまたは変更、同条第2項の規定に基づく返還命令、同条第3項の規定に基づく納付命令、第24条第4項の規定に基づく納付命令（第25条第4項の規定

において準用する場合を含む。) および第25条第3項の規定に基づく承認について、当該通知等を電磁的方法により行うことができる。

(交付決定の通知)

第9条 事務局の長は、第6条第1項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付決定を行い、様式第2による補助金交付決定通知書を補助事業者に送付するものとする。

2 事務局の長は、第1項による交付の決定に当たっては、第6条第2項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

3 事務局の長は、第6条第2項ただし書きによる交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

4 事務局の長は、第1項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第10条 補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に、様式第3による補助金交付申請取下届出書を事務局の長に提出しなければならない。

(補助事業の経理等)

第11条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかななければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了(第15条の規定により廃止の承認を受けた場合を含む。)の日の属する年度の終了後5年間、事務局の長の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかななければならない。

(内容又は経費の配分の変更)

第12条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第4による申請書を事務局の長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の20パーセント以内の流用増減を除く。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

(ア) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

(イ) 補助目的および事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

2 事務局の長は、前項の承認をする場合において、必要に応じて交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(契約等)

第13条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

- 2 補助事業者は、前項の契約に当たり、契約の相手方に対し、全国連が行う補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置を採ることとする。
- 3 補助事業者は、第1項の契約（契約金額100万円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）未満のものを除く。）に当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不相当である場合は事務局の長の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。
- 4 事務局の長は、補助事業者が前項の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は、必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者は事務局の長から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。
- 5 前4項までの規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

（債権譲渡の禁止）

第14条 補助事業者は、第9条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を事務局の長の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 事務局の長が第19条の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書きに基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が事務局の長に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、事務局の長は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が事務局の長に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

（1）事務局の長は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

（2）債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書きに掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。

（3）事務局の長は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書きに基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、事務局の長が行う弁済の効力は、全国連が支出の決定を行ったときに生ずるものとする。

（中止又は廃止）

第15条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第5によ

る申請書を事務局の長に提出して、その承認を受けなければならない。

(事故の報告)

第16条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第6による事故報告書を事務局の長に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第17条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、事務局の長の要求があったときは、速やかに様式第7による状況報告書を事務局の長に提出しなければならない。

(実績報告等)

第18条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日、又は令和3年1月20日のいずれか早い日までに、様式第8による実績報告書を事務局の長に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
- 3 事務局の長は、補助事業者が第1項の実績報告書をやむを得ない理由により期日までに提出できないと認めた場合は、期限を猶予することができる。

(補助金の額の確定)

第19条 事務局の長は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第12条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し補助事業者に通知する。

(補助金の支払)

第20条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第9による補助金精算払請求書を事務局の長に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第21条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第10により速やかに事務局の長に報告しなければならない。

- 2 事務局の長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(是正のための措置及び立入検査)

第22条 事務局の長は、補助事業が適切に実施されていないと認めるときは、是正のための措置を採るべきことを補助事業者に命ずることができる。

2 事務局の長は、補助事業の適切な遂行を確保するため、必要があるときは、補助事業者に対し、補助事業に関し報告を求め、又は、事務局の長の指定する者により補助事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(交付決定の取消し等)

第23条 事務局の長は、第15条の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号の一に該当する場合には、第9条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、本規程又は法令若しくは本規程に基づく事務局の長の処分又は指示に違反した場合。

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合。

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

(5) 補助事業者が、補助事業への申請時の誓約に反し、申請書類の記載事項が真正でないことが判明した場合。

(6) 補助事業者が、別掲「持続化補助金令和2年7月豪雨型の補助金交付を受ける者として不適切な者」に該当した場合。

(7) 補助事業者が、第5条に定める事業実施期限日までに補助事業を完了しなかった場合。

(8) 補助事業者が、第18条に定める期限内に、様式第8による実績報告書の提出を怠った場合。

2 事務局の長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 事務局の長は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号及び同項第5号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還については、第21条第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第24条 補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、様式第11-1による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。

3 補助事業者は、補助事業の実施期間内に取得財産等があるときは、第18条第1項に定める実績報告書に様式第11-2による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。

4 事務局の長は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を全国連に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第25条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産

の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、事務局の長が別に定める期間とする。

- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第12による申請書を事務局の長に提出して、その承認を受けなければならない。
- 4 前条第4項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

（産業財産権等に関する報告）

第26条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、意匠権又は商標権等（以下「産業財産権等」という。）を事業実施期間内に出願若しくは取得した場合又はそれを譲渡し、若しくは実施権等を設定した場合には、遅滞なくその旨記載した様式第13による「産業財産権等取得等届出書」を事務局の長に提出しなければならない。

（収益納付）

第27条 事務局の長は、補助事業者が行う事業実施期間内に、補助事業の実施結果の事業化、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定及びその他補助事業の実施により収益が生じたと認めるときは、補助事業者に対し交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を全国連に納付させることができるものとする。

（補助事業において取得した個人情報の取扱い）

第28条 補助事業者は、補助事業によって取得した個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）については、善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

- 2 補助事業者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
 - （1）個人情報を第三者（補助事業の目的の範囲内で、個人情報の取り扱いを外部に委託する場合等を除く。）に提供し、又はその内容を知らせること。
 - （2）個人情報について、補助事業の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。
- 3 個人情報を取り扱う場合には、責任者等の管理体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の安全管理に必要な事項について定め、個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 4 補助事業者は、個人情報について漏えい、滅失、毀損、その他本条に係る違反等の事実を認識した場合には、直ちに被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、当該事実が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び本人（個人情報により識別されることとなる特定の個人）への対応等について直ちに事務局の長に報告し、事務局の長の指示に従わなければならない。
- 5 補助事業者は、個人情報以外に、自ら収集又は作成した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づいて取り扱うこととする。

（交付決定前実施事業）

第29条 別表1のうち、補助金の交付決定において既に実施済み又は実施中の事業については、令和2年7月3日以降で交付決定の前に行われた事業に要する経費についても、写真等によりその事業が補助事業の全部または一部であることを確認できるもののみ補助事業の対象とする。

(その他必要な事項)

第30条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他の必要な事項は、事務局の長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年9月10日から施行する。

別表1 (第4条関係)

補助対象経費の区分
機械装置等費、設備処分費、車両購入費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、委託費、外注費

別表2 (第4条関係)

補助率	補助対象経費の3分の2以内 ただし、以下の要件を満たす場合は定額 1. 新型コロナウイルス感染症（令和2年1月28日政令第11号により指定感染症に指定された感染症をいう。）の影響を受けた事業者 2. 過去数年以内に発生した災害で被害を受けた以下のいずれかに該当する事業者 ア 事業用資産への被災が証明できる事業者 イ 災害からの復旧・復興に向けて国等が実施した支援を活用した事業者 3. 過去数年以内に発生した災害以降、売上が20%以上減少している復興途上にある事業者 4. 交付申請時において、過去数年以内に発生した災害からの復旧又は復興に向けた事業活動に要した債務を抱えている事業者 5. 令和2年7月豪雨により、施設又は設備が被災し、その復旧又は復興を行おうとする事業者
-----	--

別表3 (第4条関係)

補助上限額	①山形県、長野県、岐阜県、島根県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、鹿児島県に所在する、令和2年7月豪雨により自社の事業用資産に損壊等の直接的な被害が生じた事業者 200万円 ②令和2年7月豪雨に起因して、売上減少（令和2年7月及び8月の任意の1か月間の売上が前年同月又は同期と比較して10%以上減少）の間接的な被害が生じた事業者 100万円 *対象者の要件を満たす複数の小規模事業者等が連携して取り組む共同事業の場合、（100万円又は200万円）×（①又は②の事業者数）の合計額とする。 ただし、1,000万円（前項①に該当する連携小規模事業者が1者以上含まれている場合はその数に応じ、2,000万円）を上限とし、最大10者までとする。
-------	---

「持続化補助金令和2年7月豪雨型の補助金交付を受ける者として不適切な者」
に該当しない誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれかにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人又は法人をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき、又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。